入札公告の訂正

令和３年９月21日

国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第35号

1　掲載日　令和３年８月16日（号外政府調達第151号）

2　訂正内容　22ページ２段目、４の⑹中「契約担当役」を「理事」に、「契約事務取扱要領第９条」を「契約事務取扱細則第20条」に、４の⑻中「入札説明書による。」を「入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。」にそれぞれ訂正します。

○第36号

1　掲載日　令和３年８月16日（号外政府調達第151号）

2　訂正内容　22ページ４段目、４の⑹中「契約担当役」を「理事」に、「契約事務取扱要領第９条」を「契約事務取扱細則第20条」に、４の⑻中「入札説明書による。」を「入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。」にそれぞれ訂正します。

○第44号

1　掲載日　令和３年９月１日（号外政府調達第163号）

2　訂正内容　32ページ１段目、１の⑹中「落札決定に当たっては、」を「入札金額は、１ℓ当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、」に、２段目、４の⑹中「契約担当役」を「理事」に、「契約事務取扱要領第９条」を「契約事務取扱細則第20条」に、４の⑻中「入札説明書による。」を「入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。」にそれぞれ訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に登録されているので、２件の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

令和３年９月21日

支出負担行為担当官

北海道開発局室蘭開発建設部長　篠宮　章浩

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発室蘭第12号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

ア　日高自動車道新冠町大節婦川橋上部西工事（以下「①工事」という。）

イ　日高自動車道新冠町神山川橋上部工事（以下「②工事」という。）

（①工事及び②工事いずれも電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所

①工事及び②工事　北海道新冠郡新冠町

⑷　工事内容

①工事　橋梁延長：Ｌ＝555m（支間50m＋２@87m＋３@92m＋53m）、橋梁形式：７径間連続ＰＣＴラーメン箱桁橋、工事延長：Ｌ＝210m（ＳＰ＝61,430～ＳＰ＝61,640）、施工延長：Ｌ＝176.5m（支間50m＋87m＋39.5m）、上部工、橋梁付属物工：Ｎ＝１式、架設方法：張出し架設工法

②工事　橋梁延長：Ｌ＝144m（支間71.1m＋71.1m）、橋梁形式：２径間連続ＰＣＴラーメン箱桁橋、工事延長：Ｌ＝190m（ＳＰ＝64,955～ＳＰ＝65,145）、施工延長：Ｌ＝144m（支間71.1m＋71.1m）、上部工、橋梁付属物工：Ｎ＝１式、架設方法：張出し架設工法

⑸　工期

①工事　契約締結日の翌日から令和６年１月29日まで。

②工事　契約締結日の翌日から令和５年10月27日まで。

⑹　使用する主要な資機材

①工事　コンクリート：Ｖ＝2,090㎥、鉄筋：Ｗ＝277ｔ、ＰＣケーブル：Ｗ＝68ｔ、橋梁付属物：Ｎ＝１式

②工事　コンクリート：Ｖ＝1,980㎥、鉄筋：Ｗ＝355ｔ、ＰＣケーブル：Ｗ＝86ｔ、橋梁付属物：Ｎ＝１式

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑿　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、施工者と契約した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。

また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

なお、本試行の実施に当たっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとするが、第三者の品質証明者が確保できない等の場合には、協議するものとする。

⒀　総価契約単価合意方式の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　本方式の実施方式としては、

㈠　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㈡において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

㈡　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。